



平成26年9月1日 発表

担 当	三重労働局
	賃金室長 羽根 和徳 賃金指導官 古市 泰久 TEL (059) 226-2108 FAX (059) 226-2117

報道関係者 各位

三重県最低賃金の改正

三重県最低賃金は753円（平成26年10月1日から）

1. 三重労働局長（川口達三^{かわぐちたつぞう}）は、現行の三重県最低賃金を「時間額737円」から16円引上げ、「時間額753円」に改正決定することとし、本日（9月1日）官報公示を行った。
2. この最低賃金は、最低賃金法第14条第2項に基づき、本年10月1日（発効日）から、三重県内で働くアルバイトやパート労働者等を含む全ての労働者に適用される。
ただし、ガラス製品製造業等の特定の産業（6業種 ※1）に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が定められており、それらが適用される（特定最低賃金の改正決定については、今後、調査審議が行われる）。
3. 三重労働局では、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等に協力（ポスターの掲示、リーフレットの配布、各種広報誌等への掲載等）を求め、広く使用者、労働者等に対し、改正された三重県最低賃金の周知を図るとともに、履行確保のための監督指導を行う。さらに、最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小事業主の皆様を支援する「業務改善助成金」及び「専門家派遣・相談等支援事業」について、引き続き周知を図り、活用されるように努める。

資料

- ・三重県内の最低賃金
- ・三重県最低賃金（地域別最低賃金）の推移
- ・「業務改善助成金のご案内」「『専門家派遣・相談等支援事業』をご利用ください！」（パンフレット）

最低賃金法

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

※ 三重県銑鉄鑄物、可鍛鑄鉄、鑄鉄管製造業最低賃金（平成10年12月15日発効）日額5,907円、時間額739円については、今回の三重県最低賃金の改正により、三重県最低賃金の額が上回ったため、平成26年10月1日の発効日以降は三重県最低賃金が適用されます。